



議案第六十九号

三朝町過疎地域振興計画について

三朝町過疎地域振興計画を別紙のとおり策定したので、過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十五年七月二十九日

三朝町長 松村喬成

昭和五十五年七月廿九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎